

事 務 連 絡
平成25年4月15日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令等の公布について（情報提供）

この度、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令（平成25年政令第121号。）」（別紙1）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。）」（別紙2）が4月12日付けで閣議決定し、同日公布された旨、別添のとおり、内閣審議官（内閣官房新型インフルエンザ等対策室長）から通知がありましたので、ご連絡いたします。

これを受けて、本政令及び平成24年5月11日に公布された「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）」（参考1及び参考2を参照。）については、4月13日から施行されることとなりました。

貴職におかれましては、本政令及び法の趣旨に御留意されるとともに、貴都道府県内市町村（消防事務を処理する組合を含む。）に対しても、この旨を周知頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本政令及び法については、関係資料と併せて内閣官房のホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/120511houritu.html>）に掲載しておりますので、ご参照ください。

消防庁救急企画室

担当 橋本補佐、長谷川

TEL：03-5253-7529（内42322）

FAX：03-5253-7539

E-mail：y3.hasegawa@soumu.go.jp

内副第 2 2 1 号
平成25年 4 月12日

各府省庁
新型インフルエンザ等対策関係部局長 殿

内閣審議官（内閣官房新型インフルエンザ等対策室長）

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令等の公布について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）」は、平成24年 5 月11日に公布されたところですが、今般、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令（平成25年政令第121号。）」（別紙 1）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「施行令」という。）」（別紙 2）が本日閣議決定し、同日公布されました。

施行令は、新型インフルエンザ等緊急事態の要件、使用の制限等の要請等の対象となる施設、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資、損失補償及び損害補償の手続、国が負担する費用等を定めるものであり、その具体的な内容については下記のとおりです。関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、所管指定公共機関を含む関係団体等に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

本政令は 4 月13日施行となりますが、これをもって、新型インフルエンザ等対策特別措置法も施行されることを併せてお伝えいたします。

なお、本政令は、関係資料と併せて内閣官房のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

記

1 指定行政機関

法第 2 条第 4 号の政令で定める機関を定めるものとする。

（第 1 条関係）

2 指定地方行政機関

法第 2 条第 5 号の政令で定める機関を定めるものとする。

(第2条関係)

3 指定公共機関

法第2条第6号の政令で定める法人を定めるものとする。

※ 同条第19号に規定する法人については、別紙3の内閣総理大臣公示に定めるものとする。

(第3条関係)

4 訓練のための交通の禁止又は制限の手続

法第12条第2項の規定による歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限の手続については、災害対策基本法施行令第20条の2の規定の例によること。

(第4条関係)

5 医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等

(1) 法第31条第1項の政令で定める医療関係者は、次のとおりとすること。

- イ 医師
- ロ 歯科医師
- ハ 薬剤師
- ニ 保健師
- ホ 助産師
- ヘ 看護師
- ト 准看護師
- チ 診療放射線技師
- リ 臨床検査技師
- ヌ 臨床工学技士
- ル 救急救命士
- ヲ 歯科衛生士

(2) 法第31条第1項若しくは第2項（法第46条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による要請（19及び20(1)において「要請」という。）又は法第31条第3項（法第46条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指示（19及び20(1)において「指示」という。）を受けた医療関係者のうち医療機関の管理者であるものは、当該要請又は当該指示に係る法第31条第3項に規定する患者等に対する医療等又は法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種（19イ及びハ並びに20(3)ハにおいて「医療その他の行為」という。）の実施に当たり、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図るものとする。

(第5条関係)

6 新型インフルエンザ等緊急事態の要件

(1) 法第32条第1項の新型インフルエンザ等についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等にかかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、感染症の予防及び感染症の患者に

対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められることとする。

(2) 法第32条第1項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとする。

イ 感染症法第15条第1項又は第2項の規定による質問又は調査の結果、新型インフルエンザ等感染症の患者（当該患者であった者を含む。）、感染症法第6条第10項に規定する疑似症患者若しくは同条第11項に規定する無症状病原体保有者（当該無症状病原体保有者であった者を含む。）、同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）の所見がある者（当該所見があった者を含む。）、新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（新型インフルエンザ等にかかっていたと疑うに足りる正当な理由のある者を含む。）又は新型インフルエンザ等により死亡した者（新型インフルエンザ等により死亡したと疑われる者を含む。）が新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない場合

ロ イに掲げる場合のほか、感染症法第15条第1項又は第2項の規定による質問又は調査の結果、イに規定する者が新型インフルエンザ等を公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の新型インフルエンザ等の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

（第6条関係）

7 特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行

災害対策基本法施行令第30条第2項及び第3項の規定は、法第38条第2項の規定による特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行について準用すること。

（第7条関係）

8 特定市町村等の事務の委託の手続

災害対策基本法施行令第28条の規定は、法第41条の規定による特定市町村の事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の委託について準用すること。

（第8条関係）

9 職員の派遣の要請の手続

災害対策基本法施行令第15条の規定は、法第42条第1項の規定による職員の派遣の要請について準用すること。

（第9条関係）

10 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び職員の身分取扱い

法第44条において読み替えて準用する災害対策基本法第32条第1項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び法第43条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は特定指定公共機関から派遣される職員の身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第17条から第19条までの規定の例によること。

（第10条関係）

11 使用の制限等の要請の対象となる施設

(1) 法第45条第2項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとすること。ただし、ハからワまでに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が

1,000平方メートルを超えるものに限ること。

イ 学校（ハに掲げるものを除く。）

ロ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

ハ 学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程を除く。）、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設

ニ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

ホ 集会場又は公会堂

ヘ 展示場

ト 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）

チ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

リ 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場

ヌ 博物館、美術館又は図書館

ル キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

ヲ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ワ 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

カ ハからワまでに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 厚生労働大臣は、(1)カに掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこと。

(第11条関係)

12 感染の防止のために必要な措置

法第45条第2項の政令で定める措置は、次のとおりとすること。

イ 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理

ロ 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止

ハ 手指の消毒設備の設置

ニ 施設の消毒

ホ マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、新型インフルエンザ緊急事態において新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

(第12条関係)

- 13 特定市町村長による臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の実施
災害救助法施行令第23条の規定は、特定都道府県知事が法第48条第2項の規定により同条第1項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用すること。

(第13条関係)

- 14 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資

法第55条第1項の政令で定める物資は、次のとおりとすること。

イ 医薬品（抗インフルエンザ薬にあっては、厚生労働大臣が法第55条第4項の規定により自ら同条第1項から第3項までの規定による措置を行う場合に限る。）

ロ 食品

ハ 医療機器その他衛生用品

ニ 燃料

ホ イからニまでに掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するもの

(第14条関係)

- 15 墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条の手続の特例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第34条の規定は、厚生労働大臣が法第56条第1項の規定により墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第14条に規定する手続の特例を定める場合について準用すること。

(第15条関係)

- 16 特定市町村長による埋葬又は火葬の実施に関する事務の実施

災害救助法施行令第23条の規定は、特定都道府県知事が法第56条第3項の規定により同条第2項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用すること。

(第16条関係)

- 17 政令で定める金融機関

法第60条の政令で定める金融機関は、次のとおりとすること。

イ 地方公共団体金融機構

ロ 株式会社日本政策投資銀行

ハ 農林中央金庫

ニ 株式会社商工組合中央金庫

(第17条関係)

- 18 損失補償の申請手続

(1) 法第62条第1項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める者に提出しなければならないこと。

イ 法第29条第5項の規定による処分 当該処分を行った特定検疫所長

- ロ 法第49条又は第55条第2項若しくは第3項の規定による処分 当該処分を行った特定都道府県知事
 - ハ 法第55条第4項（同条第1項に係る部分を除く。）の規定による処分 当該処分を行った指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長
- (2) (1)に定める者は、(1)の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならないこと。
- (3) (1)の損失補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。
- イ 損失の補償を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ロ 請求額及びその明細
 - ハ 損失の発生した日時又は期間
 - ニ 損失の発生した区域又は場所
 - ホ 損失の内容

（第18条関係）

19 実費弁償の基準

法第62条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとすること。

- イ 手当は、要請に応じ、又は指示に従って医療その他の行為を行った時間に応じて支給するものとする。
- ロ イの手当の支給額は、要請又は指示を行った者が厚生労働大臣である場合にあっては一般職の国家公務員である医療関係者の給与を、要請又は指示を行った者が都道府県知事である場合にあっては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与を考慮して定めるものとする。
- ハ 1日につき8時間を超えて医療その他の行為を行ったときは、イの規定にかかわらず、その8時間を超える時間につき割増手当を、医療その他の行為を行うため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。
- ニ ハの割増手当及び旅費の支給額は、イの手当の支給額を基礎とし、要請又は指示を行った者が厚生労働大臣である場合にあっては一般職の国家公務員である医療関係者に、要請又は指示を行った者が都道府県知事である場合にあっては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者に支給される時間外勤務手当及び旅費の算定の例に準じて算定するものとする。

（第19条関係）

20 実費弁償の申請手続

- (1) 法第62条第2項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を、要請又は指示を行った厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならないこと。
- (2) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、(1)の実費弁償申請書を受理したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならないこと。

(3) (1)の実費弁償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。

- イ 実費の弁償を受けようとする者の氏名及び住所
- ロ 請求額及びその明細
- ハ 医療その他の行為に従事した期間及び場所
- ニ 従事した医療その他の行為の内容

(第20条関係)

21 損害補償の額

法第63条第1項の規定による損害の補償の額は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。

(第21条関係)

22 損害補償の申請手続

(1) 法第63条第1項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、法第31条第1項の規定による要請又は同条第3項の規定による指示を行った都道府県知事に提出しなければならないこと。

(2) 都道府県知事は、(1)の損害補償申請書を受理したときは、補償すべき損害の有無及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならないこと。

(3) (1)の損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。

- イ 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
- ロ 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所
- ハ 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所
- ニ 負傷、疾病又は死亡の状況
- ホ 死亡した場合にあっては、遺族の状況

(第22条関係)

23 国庫の負担

(1) 法第69条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行うこと。

イ 法第65条の規定により都道府県が支弁する法第48条第1項及び第56条第2項に規定する措置に要する費用並びに法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第25条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第6条第1項の規定による予防接種を行うために要する費用については、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によって算定した額（その額が現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額）を超えるときは、当該費用の額）

ロ 法第65条の規定により都道府県が支弁する法第62条第1項及び第2項並びに第63条第1項に規定する措置に要する費用並びに法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第25条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第6条第1項の規定による予防接種に係る同法第15条第1項の規定による給付に要する費用については、現に要した当該費用の額

- (2) 厚生労働大臣は、(1)イに規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならないこと。

(第23条関係)

24 公用令書を交付すべき相手方

法第71条第1項の規定による公用令書の交付は、次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ次に定める者に対して行うものとする。

イ 特定病院等（法第29条第5項に規定する特定病院等をいう。）の使用使用する特定病院等の管理者

ロ 土地、家屋又は物資の使用使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者

ハ 特定物資（法第55条第1項に規定する特定物資をいう。）の収用収用する特定物資の所有者及び占有者

ニ 特定物資の保管命令特定物資を保管すべき者

その他、公用令書を事後に交付することができる場合、事後交付の手続、公用取消令書の交付、公用令書等の様式（別紙4の内閣総理大臣公示）について定めるものとする。

(第24条～第28条関係)

25 事務の区分

この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（4の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令第20条の2の規定により都道府県警察が処理することとされているもの及び8において準用する同令第28条第4項の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。）は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とすること。

(第29条関係)

26 附則

- (1) この政令の施行期日について定めること。

(附則第1条関係)

- (2) 地方自治法施行令の一部改正、児童福祉法施行令等の一部改正、児童福祉法施行令の一部改正、介護保険法施行令の一部改正、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正、国民健康保険法施行令の一部改正、地方公務員等共済組合法施行令の一部改正、雇用保険法施行令の一部改正、消費税法施行令の一部改正、臓器の移植に関する法律附則第11条第1項の法律を定める政令の一部改正、公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部改正、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正をすること。

(附則第2条から附則第11条関係)

政令第二百一十一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行期日は、平成二十五年四月十三日とする。

政令第二百二十二号

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第四号から第六号まで、第十二条第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十八条第四項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十五条第二項、第四十八条第二項、第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第三項、第六十条、第六十二条第二項及び第三項、第六十三条、第六十九条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十一条第一項並びに第七十五条、同法第四十四条において読み替えて準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十一条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（指定行政機関）

第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

一 内閣府

- 二 国家公安委员会
- 三 警察庁
- 四 金融庁
- 五 消費者庁
- 六 総務省
- 七 消防庁
- 八 法務省
- 九 外務省
- 十 財務省
- 十一 国税庁
- 十二 文部科学省
- 十三 厚生労働省
- 十四 検疫所

- 十五 国立感染症研究所
- 十六 農林水産省
- 十七 動物検疫所
- 十八 林野庁
- 十九 水産庁
- 二十 経済産業省
- 二十一 資源エネルギー庁
- 二十二 中小企業庁
- 二十三 国土交通省
- 二十四 観光庁
- 二十五 気象庁
- 二十六 海上保安庁
- 二十七 環境省

二十八 原子力規制委員会

二十九 防衛省

(指定地方行政機関)

第二条 法第二条第五号の政令で定める国の地方行政機関は、次のとおりとする。

一 沖縄総合事務局

二 管区警察局

三 東京都警察情報通信部

四 北海道警察情報通信部

五 総合通信局

六 沖縄総合通信事務所

七 地方入国管理局

八 財務局

九 福岡財務支局

十 税関

十一 沖繩地区税関

十二 国税局

十三 沖繩国税事務所

十四 地方厚生局

十五 都道府県労働局

十六 地方農政局

十七 北海道農政事務所

十八 経済産業局

十九 産業保安監督部

二十 那覇産業保安監督事務所

二十一 地方整備局

二十二 北海道開発局

二十三 地方運輸局

二十四 地方航空局

二十五 航空交通管制部

二十六 管区气象台

二十七 沖繩气象台

二十八 管区海上保安本部

二十九 地方環境事務所

三十 地方防衛局

(指定公共機関)

第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

一 独立行政法人労働者健康福祉機構

二 独立行政法人国立病院機構

三 独立行政法人国立国際医療研究センター

- 四 日本銀行
- 五 日本赤十字社
- 六 日本放送協会
- 七 成田国際空港株式会社
- 八 中部国際空港株式会社
- 九 新関西国際空港株式会社
- 十 北海道旅客鉄道株式会社
- 十一 四国旅客鉄道株式会社
- 十二 九州旅客鉄道株式会社
- 十三 日本貨物鉄道株式会社
- 十四 東京地下鉄株式会社
- 十五 日本郵便株式会社
- 十六 日本電信電話株式会社

十七 東日本電信電話株式会社

十八 西日本電信電話株式会社

十九 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの

イ 医師、歯科医師又は病院の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の医療の需要に応ずるものと認められるもの

ロ 薬剤師の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の医薬品の需要に応ずるものと認められるもの

ハ 看護師の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の看護の需要に応ずるものと認められるもの

ニ 法第四十七条に規定する医薬品等製造販売業者であつて、その行う医薬品又は医療機器の製造販売（薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十二項に規定する製造販売をいう。ホにおいて同じ。）の事業が全国的な規模の新型インフルエンザ等に係る医薬品又は医療機器の需要に応ずるものと認められるもの

ホ 薬事法第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者の組織する法人であつて、新型コロナウイルスエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号。第六条において「感染症法」という。）第六条第七項に規定する新型コロナウイルスエンザ等感染症をいう。第六条第二項第一号において同じ。）に係るワクチンの製造販売について薬事法第十四条の三第一項の規定により同法第十四条の承認を受けたもの（当該承認を受けようとする者を含む。）を構成員とするもの

へ 法第四十七条に規定する医薬品等販売業者の組織する法人であつて、その行う事業が全国的な規模の新型コロナウイルスエンザ等に係る医薬品又は薬事法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等の配送の需要に応ずるものと認められるもの

ト 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第四号に規定する卸電気事業者

チ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて、供給区域内におけるガスメーターの取付数その他の事項からみて、その営む同条第一項に規定する一般

ガス事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）

リ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者

ヌ 海上運送法第十九条の五第一項又は第二十条第一項の規定による届出をした者であつて、その営む同法第二条第四項に規定する貨物定期航路事業又は同条第六項に規定する不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）が主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間における貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの

ル 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者であつて、その経営する同法第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（本邦内の地点と本邦外の地点との間において行ふ同条第十八項に規定する航空運送事業に限る。）がその運航する航空機の型式その他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認められるもの

ロ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者であつて

、その経営する同法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業による円滑な輸送が確保されないことが一、の都道府県の区域を越えて利用者の利便に影響を及ぼすものと認められるもの

ワ 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第七条第一項に規定する内航海運業者であつて、

同法第八条第一項に規定する船舶により同法第二条第二項に規定する内航運送をする事業を営むもの

カ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業がその営業所その他の事業場の数及び配置、事業用自動車の種別及び数その他の事項からみて全国的な規模の貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの

コ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けた同法第二条第五号に規定する電気通信事業者（業務区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）

（訓練のための交通の禁止又は制限の手續）

第四条 法第十二条第二項の規定による歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限の手續について

は、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の二の規定の例による。

(医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等)

第五条 法第三十一条第一項の政令で定める医療関係者は、次のとおりとする。

- 一 医師
- 二 歯科医師
- 三 薬剤師
- 四 保健師
- 五 助産師
- 六 看護師
- 七 准看護師
- 八 診療放射線技師
- 九 臨床検査技師
- 十 臨床工学技士
- 十一 救急救命士

十二 歯科衛生士

2 法第三十一条第一項若しくは第二項（法第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による要請（第十九条及び第二十条第一項において「要請」という。）又は法第三十一条第三項（法第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指示（第十九条及び第二十条第一項において「指示」という。）を受けた医療関係者のうち医療機関の管理者であるものは、当該要請又は当該指示に係る法第三十一条第三項に規定する患者等に対する医療等又は法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第一項の規定による予防接種（第十九条第一号及び第三号並びに第二十条第三項第三号及び第四号において「医療その他の行為」という。）の実施に当たり、必要があると認めるときは、当該医療機関の医療関係者、事務職員その他の職員を活用してその実施の体制の構築を図るものとする。

（新型インフルエンザ等緊急事態の要件）

第六条 法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等についての政令で定める要件は、当該新型インフルエンザ等にかかった場合における肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の

発生頻度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められることとする。

2 法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとする。

一 感染症法第十五条第一項又は第二項の規定による質問又は調査の結果、新型インフルエンザ等感染症の患者（当該患者であつた者を含む。）、感染症法第六条第十項に規定する疑似症患者若しくは同条第十一項に規定する無症状病原体保有者（当該無症状病原体保有者であつた者を含む。）、同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）の所見がある者（当該所見があつた者を含む。）、新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（新型インフルエンザ等にかかっていたと疑うに足りる正当な理由のある者を含む。）又は新型インフルエンザ等により死亡した者（新型インフルエンザ等により死亡したと疑われる者を含む。）が新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない場合

二 前号に掲げる場合のほか、感染症法第十五条第一項又は第二項の規定による質問又は調査の結果、同

号に規定する者が新型インフルエンザ等を公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の新型インフルエンザ等の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

（特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行）

第七条 災害対策基本法施行令第三十条第二項及び第三項の規定は、法第三十八条第二項の規定による特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行について準用する。

（特定市町村等の事務の委託の手續）

第八条 災害対策基本法施行令第二十八条の規定は、法第四十一条の規定による特定市町村の事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の委託について準用する。

（職員の派遣の要請の手續）

第九条 災害対策基本法施行令第十五条の規定は、法第四十二条第一項の規定による職員の派遣の要請について準用する。

（新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び職員の身分取扱い）

第十条 法第四十四条において読み替えて準用する災害対策基本法第三十二条第一項の新型インフルエンザ

等緊急事態派遣手当及び法第四十三条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は特定指定公共機関から派遣される職員の身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第十七条から第十九条までの規定の例による。

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

一 学校（第三号に掲げるものを除く。）

二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設

四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

五 集会場又は公会堂

六 展示場

七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃

料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）

八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

九 体育館、水泳場、ボートリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

十 博物館、美術館又は図書館

十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

十四 第三号から前号までに掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えな

いものうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若

しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(感染の防止のために必要な措置)

第十二条 法第四十五条第二項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- 二 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- 三 手指の消毒設備の設置
- 四 施設の消毒
- 五 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- 六 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

(特定市町村長による臨時の医療施設における医療の提供の実施に関する事務の実施)

第十三条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第二十三条の規定は、特定都道府県知事

が法第四十八条第二項の規定により同条第一項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第二十三条第三項中「法の規定」とあるのは、

「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号)の規定」と読み替えるものとする。

(新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資)

第十四条 法第五十五条第一項の政令で定める物資は、次のとおりとする。

一 医薬品(抗インフルエンザ薬にあっては、厚生労働大臣が法第五十五条第四項の規定により自ら同条第一項から第三項までの規定による措置を行う場合に限る。)

二 食品

三 医療機器その他衛生用品

四 燃料

五 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めて公示するもの

（墓地、埋葬等に関する法律第五条及び第十四条のの特例）

第十五条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第三十四条の規定は、厚生労働大臣が法第五十六条第一項の規定により墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定める場合について準用する。

（特定市町村長による埋葬又は火葬の実施に関する事務の実施）

第十六条 災害救助法施行令第二十三条の規定は、特定都道府県知事が法第五十六条第三項の規定により同条第二項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第二十三条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）の規定」と読み替えるものとする。

(政令で定める金融機関)

第十七条 法第六十条の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 地方公共団体金融機構
- 二 株式会社日本政策投資銀行
- 三 農林中央金庫
- 四 株式会社商工組合中央金庫

(損失補償の申請手続)

第十八条 法第六十二条第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

- 一 法第二十九条第五項の規定による処分 当該処分を行った特定検疫所長
- 二 法第四十九条又は第五十五条第二項若しくは第三項の規定による処分 当該処分を行った特定都道府県知事

三 法第五十五条第四項(同条第一項に係る部分を除く。)の規定による処分 当該処分を行った指定行

政機関の長又は指定地方行政機関の長

2 前項各号に定める者は、同項の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

3 第一項の損失補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 損失の補償を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 請求額及びその明細

三 損失の発生した日時又は期間

四 損失の発生した区域又は場所

五 損失の内容

（実費弁償の基準）

第十九条 法第六十二条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 手当は、要請に応じ、又は指示に従って医療その他の行為を行った時間に応じて支給するものとする。

二 前号の手当の支給額は、要請又は指示を行った者が厚生労働大臣である場合にあつては一般職の国家公務員である医療関係者の給与を、要請又は指示を行った者が都道府県知事である場合にあつては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与を考慮して定めるものとする。

三 一日につき八時間を超えて医療その他の行為を行ったときは、第一号の規定にかかわらず、その八時間を超える時間につき割増手当を、医療その他の行為を行うため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。

四 前号の割増手当及び旅費の支給額は、第一号の手当の支給額を基礎とし、要請又は指示を行った者が厚生労働大臣である場合にあつては一般職の国家公務員である医療関係者に、要請又は指示を行った者が都道府県知事である場合にあつては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者に支給される時間外勤務手当及び旅費の算定の例に準じて算定するものとする。

(実費弁償の申請手続)

第二十条 法第六十二条第二項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を、要請又は指示を行った厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の実費弁償申請書を受理したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

3 第一項の実費弁償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 実費の弁償を受けようとする者の氏名及び住所
- 二 請求額及びその明細
- 三 医療その他の行為に従事した期間及び場所
- 四 従事した医療その他の行為の内容

(損害補償の額)

第二十一条 法第六十三条第一項の規定による損害の補償の額は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。

(損害補償の申請手続)

第二十二条 法第六十三条第一項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、法第

三十一条第一項の規定による要請又は同条第三項の規定による指示を行った都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の都道府県知事は、同項の損害補償申請書を受理したときは、補償すべき損害の有無及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

3 第一項の損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
- 二 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所
- 三 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所
- 四 負傷、疾病又は死亡の状況
- 五 死亡した場合にあつては、遺族の状況

(国庫の負担)

第二十三条 法第六十九条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行う。

一 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第四十八条第一項及び第五十六条第二項に規定する措置に要する費用並びに法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種を行うために要する費用については、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額（その額が現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額）を超えるときは、当該費用の額）

二 法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用並びに法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種に係る同法第十五条第一項の規定による給付に要する費用については、現に要した当該費用の額

2 厚生労働大臣は、前項第一号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

(公用令書を交付すべき相手方)

第二十四条 法第七十一条第一項の規定による公用令書の交付は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。

一 特定病院等（法第二十九条第五項に規定する特定病院等をいう。以下この号において同じ。）の使用
使用する特定病院等の管理者

二 土地、家屋又は物資の使用 使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者

三 特定物資（法第五十五条第一項に規定する特定物資をいう。以下この号及び次号において同じ。）の
収用 収用する特定物資の所有者及び占有者

四 特定物資の保管命令 特定物資を保管すべき者

(公用令書を事後に交付することができる場合)

第二十五条 法第七十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 次のイ又はロに掲げる処分の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ 土地の使用 公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合

ロ 家屋又は物資の使用 使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合（当該占有者が所有者と異なる場合に限る。）において、所有者の所在が不明であるとき。

二 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知したとき。

（公用令書の事後交付の手續）

第二十六条 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一号に規定する場合に該当して法第七十一条第一項ただし書の規定により処分を行った場合において、公用令書を交付すべき相手方の所在を知ったときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

2 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第二号に掲げる場合に該当して当該相手方に公用令書の内容を通知したときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

(公用取消令書の交付)

第二十七条 特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、法第七十一条第一項の規定により公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく、当該公用令書を交付した者に公用取消令書を交付しなければならない。

(公用令書等の様式)

第二十八条 法第七十一条第一項の公用令書には、同条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公用令書の番号
 - 二 公用令書の交付の年月日
 - 三 処分を行う特定検疫所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長
 - 四 処分を行う理由
- 2 前条の公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 公用取消令書の番号

二 公用取消令書の交付の年月日

三 公用取消令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

四 取り消した処分に係る公用令書の番号及び交付の年月日

五 取り消した処分の内容

六 処分を取り消した特定検疫所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長

3 前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、内閣総理大臣が定める。

（事務の区分）

第二十九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（第四条の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令第二十条の二の規定により都道府県警察が処理することとされているもの及び第八条において準用する同令第二十八条第四項の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に

規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十五年四月十三日）から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行令（平成二十五年政令第 号 ）</p>	<p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（第四条の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の二の規定により都道府県警察が処理することとされているもの及び第八条において準用する同令第二十八条第四項の規定により地方公共団体が処理することと</p>
--	---

(児童福祉法施行令等の一部改正)

されているものを除く。)

第三条 次に掲げる政令の規定中

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

を

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定

による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

に改める。

一 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十五条の十四の表

二 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の表

三 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第十一条の表

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二条の表

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第四条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条に次の一号を加える。

十八 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

（雇用保険法施行令の一部改正）

第六条 雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「第八十四条又は」を「第八十四条、」に改め、「含む。」の下に「又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六十三条」を加える。

（消費税法施行令の一部改正）

第七条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第十九号中「並びに消防法」を「、消防法」に改め、「含む。」の規定に基づく損害の補償に

係る療養の給付又は」の下に「療養の費用の支給に係る療養並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六十三条（損害補償）の規定に基づく損害の補償に係る」を加える。

（臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令の一部改正）

第八条 臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

五十八 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第九条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十三号を第四百三十四号とし、第四百三十二号を第四百三十三号とし、第四百三十一号の次に次の一号を加える。

四百三十二 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

(石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正)

第十条 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

三十 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

二十一 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）第三条第十九号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第六項に規定する指定公共機関を次のとおり指定したので公示する。

平成二十五年四月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 公益社団法人日本医師会
- 二 公益社団法人日本歯科医師会
- 三 公益社団法人全日本病院協会
- 四 一般社団法人日本医療法人協会
- 五 一般社団法人日本病院会
- 六 公益社団法人日本薬剤師会
- 七 公益社団法人日本看護協会
- 八 一般財団法人化学及血清療法研究所

- 九 株式会社ジエイ・エム・エス
- 十 株式会社トップ
- 十一 北里第一三共ワクチン株式会社
- 十二 グラクソ・スミスクライン株式会社
- 十三 塩野義製薬株式会社
- 十四 第一三共株式会社
- 十五 武田薬品工業株式会社
- 十六 中外製薬株式会社
- 十七 テルモ株式会社
- 十八 ニプロ株式会社
- 十九 一般社団法人日本ワクチン産業協会
- 二十 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
- 二十一 沖縄電力株式会社

- 二十二 関西電力株式会社
- 二十三 九州電力株式会社
- 二十四 四国電力株式会社
- 二十五 中国電力株式会社
- 二十六 中部電力株式会社
- 二十七 東京電力株式会社
- 二十八 東北電力株式会社
- 二十九 北陸電力株式会社
- 三十 北海道電力株式会社
- 三十一 電源開発株式会社
- 三十二 日本原子力発電株式会社
- 三十三 大阪瓦斯株式会社
- 三十四 西部瓦斯株式会社

- 三十五 東京瓦斯株式会社
- 三十六 東邦瓦斯株式会社
- 三十七 オーシャントランス株式会社
- 三十八 商船三井フェリー株式会社
- 三十九 新日本海フェリー株式会社
- 四十 太平洋フェリー株式会社
- 四十一 マルエーフェリー株式会社
- 四十二 株式会社商船三井
- 四十三 川崎汽船株式会社
- 四十四 日本郵船株式会社
- 四十五 全日本空輸株式会社
- 四十六 日本航空株式会社
- 四十七 東海旅客鉄道株式会社

- 四十八 西日本旅客鉄道株式会社
- 四十九 東日本旅客鉄道株式会社
- 五十 小田急電鉄株式会社
- 五十一 近畿日本鉄道株式会社
- 五十二 京王電鉄株式会社
- 五十三 京成電鉄株式会社
- 五十四 京阪電気鉄道株式会社
- 五十五 京浜急行電鉄株式会社
- 五十六 首都圏新都市鉄道株式会社
- 五十七 西武鉄道株式会社
- 五十八 東京急行電鉄株式会社
- 五十九 東武鉄道株式会社
- 六十 名古屋鉄道株式会社

- 六十一 南海電気鉄道株式会社
- 六十二 阪急電鉄株式会社
- 六十三 阪神電気鉄道株式会社
- 六十四 旭タンカー株式会社
- 六十五 井本商運株式会社
- 六十六 上野トランステック株式会社
- 六十七 川崎近海汽船株式会社
- 六十八 近海郵船株式会社
- 六十九 栗林商船株式会社
- 七十 鶴見サンマリン株式会社
- 七十一 日本海運株式会社
- 七十二 琉球海運株式会社
- 七十三 佐川急便株式会社

七十四 西濃運輸株式会社

七十五 日本通運株式会社

七十六 福山通運株式会社

七十七 ヤマト運輸株式会社

七十八 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

七十九 KDDI株式会社

八十 ソフトバンクテレコム株式会社

八十一 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

八十二 ソフトバンクモバイル株式会社

附 則

この公示は、平成二十五年四月十三日から施行する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）第二十八条第三項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による処分に係る公用令書等の様式を次のように定める。

平成二十五年四月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）第二十八条第三項の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

附 則

この公示は、平成二十五年四月十三日から施行する。

別記様式第一

収用第 号

公 用 令 書

氏名

住所

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第55条第2項 第55条第4項 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記様式第二

保管第 号

公 用 令 書

氏名

住所

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第55条第3項
第55条第4項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名

印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏名
住所

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第29条第5項 第49条第2項 の規定に基づき、次のとおり病院若しくは診療所若しくは宿泊施設又は土地、家屋若しくは物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 印

名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記様式第四

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏名

住所

第29条第5項

第49条第2項

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第55条第2項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第

第55条第3項

第55条第4項

号)に係る処分を取り消したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第27条の規定により、これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

事 務 連 絡
平成 24 年 5 月 11 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）」については、本年 3 月 9 日に第 180 回国会に提出され、同年 4 月 27 日に可決成立し、本日公布されたところですが、本法の内容等について、別添のとおり、内閣審議官（内閣官房新型インフルエンザ等対策室長）から通知がありましたので、連絡します。

貴職におかれましては、貴都道府県内市町村（消防事務を処理する組合を含む。）に対しても、この旨連絡いただきますよう、よろしくお願ひします。

消防庁救急企画室

担当 橋本補佐、日野原専門官、伊藤係長、丸尾事務官

TEL : 03-5253-7529 （内 42322）

FAX : 03-5253-7539

E-mail : y.maruo@soumu.go.jp



閣 副 第 2 5 7 号
平成24年5月11日

消防庁次長 殿

内閣審議官（内閣官房新型インフルエンザ等対策室長）



新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布について

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」については、本年3月9日に第180回国会に提出され、同年4月27日に可決成立し、本日公布されたところです。

平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、病状の程度がそれほど重くないものであったものの、現在、東南アジア等で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）が変異してヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も懸念されます。

こうした状況の中、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して、3年前の新型インフルエンザの教訓も踏まえつつ、必要な法制を整えておく必要があります。

本法は、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置、さらに新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定め、もって国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするものです。

本法の内容については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、関係団体等に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

また、本法については、別添1及び別添2のとおり、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、本法は、関係資料と併せて内閣官房のホームページ（<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/>）に掲載しておりますので、御参照ください。また、本法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものであり、関係政省令の制定については、追ってこれを行い、その内容については別途連絡する予定ですので、予め御承知おき願います。

記

第1 総則

1 目的

この法律は、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する特別の措置を定めることにより、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とすること。（第1条関係）

2 定義

- (1) この法律において「新型インフルエンザ等」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいうものとする。
- (2) この法律において「指定公共機関」とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものを、「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において公益的事業を営む法人等で、当該都道府県の知事が指定するものをいうものとする。（第2条関係）

3 国、地方公共団体等の責務

- (1) 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国全体として万全の態勢を整備する責務を有するとともに、新型インフルエンザ等及びワクチン等の調査及び研究の推進、国際的な連携の確保等に努めるものとする。
- (2) 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する等の責務を有するものとする。
- (3) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有するものとする。（第3条関係）

4 事業者及び国民の責務

- (1) 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び新型インフルエンザ等対策への協力に努めなければならないものとする。
- (2) 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (3) 第3の7の(1)の①の登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにお

いても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないものとする。 (第4条関係)

5 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならないものとする。 (第5条関係)

第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

1 政府行動計画の作成及び公表等

- (1) 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、政府行動計画を定めるものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いて、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。
- (3) 内閣総理大臣は、(2)の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならないものとする。 (第6条関係)

2 都道府県行動計画

- (1) 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、都道府県行動計画を作成するものとする。
- (2) 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。 (第7条関係)

3 市町村行動計画

- (1) 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成するものとする。
- (2) 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならないものとする。 (第8条関係)

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画

- (1) 指定公共機関又は指定地方公共機関は、政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、業務計画を作成するものとする。
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあつては内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあつては都道府県知事に報告しなければならないものとする。 (第9条関係)

5 物資及び資材の備蓄等

指定行政機関の長等は、必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄、整備、点検し、

又は必要なその管理に属する施設及び設備を整備、点検しなければならないものとする。 (第10条関係)

6 訓練

指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならないものとする。 (第12条関係)

第3 新型インフルエンザ等の発生時における措置

1 新型インフルエンザ等の発生等に関する報告

厚生労働大臣は、感染症法第44条の2第1項等の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、必要な情報の報告をしなければならないものとする。 (第14条関係)

2 政府対策本部の設置

内閣総理大臣は、1の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等の病状の程度が、感染症法第6条第6項第1号に掲げるインフルエンザの病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に政府対策本部を設置するものとする。 (第15条関係)

3 基本的対処方針

- (1) 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、基本的対処方針を定めるものとする。
- (2) 基本的対処方針においては、新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針、新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項を定めるものとする。 (第18条関係)

4 政府対策本部長の権限

政府対策本部長は、指定行政機関の長等、都道府県知事等及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができるものとする。 (第20条関係)

5 政府対策本部の廃止

政府対策本部は、感染症法第44条の2第3項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第53条第1項の政令が廃止されたとき等に、廃止されるものとする。 (第21条関係)

6 都道府県対策本部の設置及び都道府県対策本部長の権限等

- (1) 政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならないものとする。 (第22条関係)

- (2) 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができるものとする。 (第24条関係)

7 特定接種

- (1) 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができるものとする。
- ① 厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者のこれらの業務に従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県の知事又は市町村の長に指示すること。
- (2) 厚生労働大臣は、(1)の規定による指示に基づき行う特定接種及び(1)の①の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができるものとする。
- (3) 特定接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法の規定を適用するものとする。 (第28条関係)

8 停留を行うための施設の使用

- (1) 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、特定検疫港等を定めることができるものとする。
- (2) 特定検疫所長は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があると認めるときであって、特定検疫港等周辺の施設の管理者が正当な理由がないのに同意等をしないとき、又は当該施設の管理者の所在が不明であるため同意等を求めることができないときは、同意等を得ないで、当該施設を使用することができるものとする。 (第29条関係)

9 運航の制限の要請等

政府対策本部長は、厚生労働大臣から、8の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難で、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防止できないおそれがあるとの報告があり、緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行う事業者に対し、来航を制限するよう要請することができるものとする。 (第30条関係)

10 医療等の実施の要請等

厚生労働大臣及び都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間等を示して、患者等に対する医療又は特定接種の実施に関する必要

な協力を要請することができるものとし、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができるものとする。 (第31条関係)

第4 新型インフルエンザ等緊急事態措置

1 通則

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言等

① 政府対策本部長は、政令で定める要件に該当する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認めるときは、発生した旨並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間、区域及び新型インフルエンザ等緊急事態の概要を公示（新型インフルエンザ等緊急事態宣言）し、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

② ①の期間は、2年を超えてはならないものとし、期間の延長が必要であると認めるときは、1年を超えない期間で延長することができるものとする。

③ 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言をし、及び国会に報告するものとする。 (第32条関係)

(2) 政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示

政府対策本部長及び都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長は指定行政機関の長等及び指定公共機関に対し、都道府県対策本部長は関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができるものとする。 (第33条関係)

(3) 市町村対策本部の設置及び市町村対策本部長の権限等

① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならないものとする。 (第34条関係)

② 市町村対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができるものとする。 (第36条関係)

(4) 特定都道府県知事(第4の1の(1)の①の公示された区域内にある市町村の属する都道府県の知事。以下同じ。)による代行、他の地方公共団体の長等に対する応援の要求、事務の委託のの特例、職員の派遣等について所要の規定を設けること。 (第38条から第44条まで関係)

2 まん延の防止に関する措置

(1) 感染を防止するための協力要請等

① 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民に対し、当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、みだりに当該者の居宅又

はこれに相当する場所から外出しないこと等を要請し、また、学校、社会福祉施設、興行場その他の多数の者が利用する施設を管理する施設管理者等に対し、当該特定都道府県知事が定める期間において、当該施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止等を講ずるよう要請することができるものとする。

- ② 施設管理者等が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特定都道府県知事は、特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができるものとする。
- ③ 特定都道府県知事は、要請又は指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする。(第45条関係)

(2) 住民に対する予防接種

政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。(第46条関係)

3 医療等の提供体制の確保に関する措置

(1) 医療等の確保

病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者若しくは医薬品等販売業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならないものとする。(第47条関係)

(2) 臨時の医療施設等

特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、臨時の医療施設において医療を提供しなければならないものとする。(第48条関係)

(3) 土地等の使用

特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため、土地等を使用する必要があると認める場合において、土地等の所有者等の同意を得て、当該土地等を使用することができるものとする。また、土地等の所有者等が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は所在が不明であるため同意を求めるときは、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用することができるものとする。(第49条関係)

4 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(1) 電気及びガス並びに水の安定的な供給

電気事業者、ガス事業者、水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、電気及びガス並びに水を安定的かつ適切に供給するた

め必要な措置を講じなければならないものとする。こと。(第52条関係)

(2) 運送、通信及び郵便等の確保

運送事業者、電気通信事業者並びに郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、旅客及び貨物の適切な運送の実施、通信並びに郵便及び信書便の確保に必要な措置を講じなければならないものとする。こと。(第53条関係)

(3) 緊急物資の運送等

指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者又は医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資等並びに運送等すべき場所及び期日を示して、緊急物資の運送又は医薬品等の配送を要請することができるものとし、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、緊急物資の運送又は医薬品等の配送を行うべきことを指示することができるものとする。こと。(第54条関係)

(4) 物資の売渡しの要請等

① 特定都道府県知事等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、生産、販売等を業とする者が取り扱う特定物資の所有者に対し、売渡しを要請することができるものとし、特定物資の所有者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができるものとする。こと。

② 特定都道府県知事等は、緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、販売等を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができるものとする。こと。(第55条関係)

(5) 埋葬及び火葬の特例等

① 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができるものとする。こと。

② 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行わなければならないものとする。こと。(第56条関係)

(6) 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条から第6条までの規定は、新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が全国的かつ急速かつにまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）について準用するものとする。こと。(第57条関係)

(7) 生活関連物資等の価格の安定等

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならないものとする。こと。（第59条関係）

(8) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。（第60条関係）

第5 その他

1 損失補償等

- (1) 国及び都道府県は、第3の8の(2)、第4の3の(3)又は第4の4の(4)の処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。こと。
- (2) 国及び都道府県は、第3の10による要請又は指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、その実費を弁償しなければならないものとする。こと。
（第62条関係）

2 損害補償

都道府県は、第3の10による要請又は指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならないものとする。こと。（第63条関係）

3 国等の負担

- (1) 国は、都道府県が支弁する第4の3の(2)、第4の4の(5)の②、第5の1及び第5の2の措置に要する費用に対して、次に掲げる場合に応じ、それぞれの額を負担するものとする。こと。
 - ① 当該費用の総額が、政府対策本部が設置された年の4月1日の属する会計年度（当該年度）における当該都道府県の標準税収入の100分の2に相当する額以下の場合、当該費用の総額の100分の50に相当する額とするものとする。こと。
 - ② 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の2に相当する額を超える場合は、(i)から(iii)までに掲げる額の合計額とするものとする。こと。
 - (i) 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分

の2の部分の額の100分の50に相当する額

(ii) 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の2を超え、100分の4以下の部分の額の100分の80に相当する額

(iii) 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の100分の4を超える部分の額の100分の90に相当する額

(2) (1)の規定は、第4の2の(2)の予防接種について予防接種法第21条の規定により市町村が支弁する費用及び当該予防接種に係る同法第11条第1項の規定による給付に要する費用について準用し、(1)において、「100分の2」とあるのは「100分の1」と、②において「100分の4」とあるのは「100分の2」と読み替えるものとする。

(3) 都道府県は、第4の2の(2)の予防接種について予防接種法第21条の規定により市町村が支弁する費用の額から(2)において国が負担する額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を負担するものとする。 (第69条関係)

4 新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置

国は、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 (第70条関係)

5 公用令書の交付、立入検査等について所要の規定を設けること。 (第71条から第75条まで関係)

第6 罰則

第4の4の(4)の②の命令に従わず、特定物資を隠匿等した者及び第5の5の立入検査を拒む等した者等について、所要の罰則規定を設けること。 (第76条から第78条まで関係)

第7 附則

1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第1条関係)

2 その他所要の規定を整備すること。 (附則第2条から第5条まで関係)

新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 本法の新型インフルエンザ等対策等が円滑に実施されるよう、地方公共団体、指定公共機関等、事業者及び国民に対し、本法の内容を周知徹底すること。
- 二 政府行動計画を策定する際の根拠となる被害想定については、最新の科学的知見を踏まえ、いたずらに過大なものとするのではないようにすること。
- 三 本法の規定に基づく私権の制限に係る措置の運用に当たっては、その制限を必要最小限のものとするよう、十分に留意すること。
- 四 新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うに当たっては、科学的根拠を明確にし、恣意的に行うことのないようにすること。
- 五 放送事業者である指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。
- 六 平時から新型インフルエンザ発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。

平成二十四年三月二十八日
衆議院内閣委員会

七 患者等に対する医療等の実施に関する医療関係者の協力については、医療関係者の理解が得られるよう、各種の安全対策や実費弁償、損害補償の枠組みを十分に説明すること。

八 独居世帯を含めた在宅患者への薬剤処方の方を明示し、周知徹底を図るとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者など社会的弱者に対しては、市町村と協力し、見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送等の適切な支援を図ること。

九 先行接種するプレパンデミックワクチンの製造備蓄を万全なものとともに、特定接種の対象者及び優先順位の方を明示すること。

十 全国民分のパンデミックワクチンをより短期間に製造するための研究開発を推進・支援するとともに、接種の優先順位の方を明示すること。

十一 新型インフルエンザ等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。

〔平成二十四年四月二十四日
参議院内閣委員会〕

新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一、本法の新型インフルエンザ等対策等が円滑に実施されるよう、地方公共団体、指定公共機関等、事業者及び国民に対し、本法の内容を周知徹底すること。
- 二、新型インフルエンザ等が周期的に発生することに鑑み、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部においては、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表すること。特に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の決定に至る記録については、会議録等の経過記録と科学的根拠となるデータは完全に保存し、国民への説明責任を果たすとともに、次代への教訓として活用できるようにすること。
- 三、政府行動計画を策定する際の根拠となる被害想定については、最新の科学的知見を踏まえ、いたずらに過大なものとするのではないようにすること。
- 四、政府行動計画、都道府県行動計画及び市町村行動計画の策定に当たっては、新型インフルエンザウイルスの特徴、感染力、病原性に応じて、適切な措置が可能となるよう、いくつかのシナリオを想定して多様な施策の選択肢を確保するとともに、基本的対処方針に基づく施策の実施に当たっては、状況に応じて施策の切り替えが柔軟に行える方式にすること。

五、国民への情報提供に当たっては、情報提供の内容、方法、表現等につき、あらかじめ検討しておき、新型インフルエンザ等発生時には、患者等のプライバシーに配慮し、また、風評被害が生じないように留意し、迅速かつ正確に情報提供ができる体制をとること。

六、放送事業者である指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

七、抗インフルエンザウイルス薬については、適時に、必要な患者に、必要な量の供給が可能となるように、国、地方公共団体、医療機関等による備蓄、配分、流通調整を行うこと。

八、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部については、医療関係等の専門家を配置する等してその意見を適時適切に聴取するとともに、現場の医療従事者等からの情報・意見を迅速に収集して施策の実施に的確に反映できる体制とすること。また、収集した情報については関係機関で共有できるようにするとともに、指定公共機関等であるか否かに関わらず、医師会、医学会等医療関係者の諸団体と適切な連携を図ること。

九、先行接種するプレパンデミックワクチンの製造備蓄を万全なものとするとともに、特定接種の対象者及び優先順位の在り方を明示すること。

十、本法に基づき医療関係者に医療を行うことを要請・指示するに際しては、感染症の専門家及び現場の医療関係者等の意見を十分踏まえること。

十一、患者等に対する医療等の実施に関する医療関係者の協力については、医療関係者の理解が得られるよう、各種の安全対策や実費弁償、損害補償の枠組みを十分に説明すること。

十二、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施は広範な人権の制約につながることに鑑み、法第三十二条における新型インフルエンザ等の要件を政令で定めるに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する症状等を具体的に示すとともに、新型インフルエンザ等緊急事態の要件を政令で定めるに当たっては、新型

インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に甚大な影響を与えるおそれの判断基準である感染者の状況、感染地域の広がり方等を明確にすること。その際、新型インフルエンザ等の毒性、感染力等を過大に評価することのないよう専門家の意見を幅広く聴取するとともに、透明性の確保された手続によって行うこと。

そして、新型インフルエンザ等緊急事態宣言については、ウイルスの病原性、感染力等の科学的知見に基づき、感染者の状況、感染地域を考慮し、慎重に行い、その際、医学・公衆衛生等の専門家の意見を十分踏まえること。

十三、法第四十五条における施設利用等の制限要請等を行う政令については、消毒液の設置、人数制限等により人権制約の度合いの小さい措置が可能であることを明示し、集会の自由等の人権が過度に制約されることがないようにすること。その際、感染症の専門家及び現場の意見を十分踏まえること。

十四、全国民分のパンデミックワクチンをより短期間に製造するための研究開発を推進・支援するとともに、接種の優先順位の在り方を明示すること。

十五、平時から新型インフルエンザ発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入退院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。

十六、独居世帯を含めた在宅患者への薬剤処方等の在り方を明示し、周知徹底を図るとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者など社会的弱者に対しては、市町村と協力し、見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送等の適切な支援を図ること。

十七、新型インフルエンザ等対策に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に関する制度については、本法施行後三年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

十八、国外の在留邦人保護のための方策について検討するとともに、在留邦人の感染国からの出国手段等の

確保に万全を尽くすこと。

十九、新型インフルエンザ等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。

右決議する。